

中小企業労働安全衛生評価事業の ご案内

愛称は「JISHA グッド・セーフティ・カンパニー」



応援します 明日の安全・健康・快適職場

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

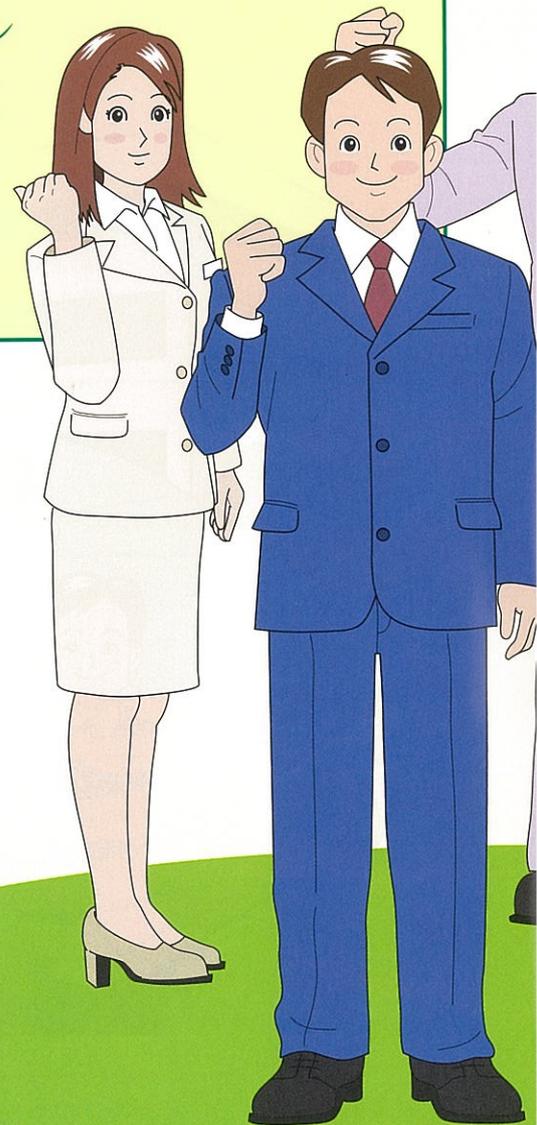
中小企業労働安全衛生評価事業とは。

愛称は「JISHA グッド・セーフティ・カンパニー」

■趣旨

中央労働災害防止協会（中災防）は、安全衛生の向上を目指す中小企業の安全衛生活動を支援し、自らが設定した目標を達成できる企業力の強化と蓄積を後押しするため、基本的な安全衛生活動とそれを継続するための基盤ができているかどうかを評価する『中小企業労働安全衛生評価事業』（愛称：「JISHA グッド・セーフティ・カンパニー」）を平成25年4月より実施しています。

中災防では、労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用を前提とした「JISHA 方式適格 OSHMS 認定事業」を実施していますが、中小企業にとっては料金面の負担のみならず、同システムを構築・運用するための人的、労力的負担が大きいことから、そうした負担の少ない簡易な評価制度が望まれていました。



●事業の対象は

従業員数が300人以下の企業を対象とし、評価は、リスクアセスメントや基本的な日常の安全衛生活動が実践されており、かつ、これらの取組みを継続していく基盤があると認められる企業または事業場となります。登録の単位は、事業場ごとです。

有効期間は3年間で、以降3年ごとの更新となります。

●評価によるメリットは

本事業により評価を得ることで、次のようなメリットがあります。

- 登録証の付与及び中災防 HP への掲載等により、安全衛生活動の積極的な取組みが社会的に認知され、企業のイメージ(社会的責任)や社員の安全衛生意識などが向上されます。
- 安全衛生活動の質が向上されることで、生産性の向上にも繋がります。
- 評価による調査や指導により安全衛生の専門的知識やノウハウを獲得できます。
- 所在地の労働局・労働基準監督署に本事業への登録をお知らせし、情報を共有します。

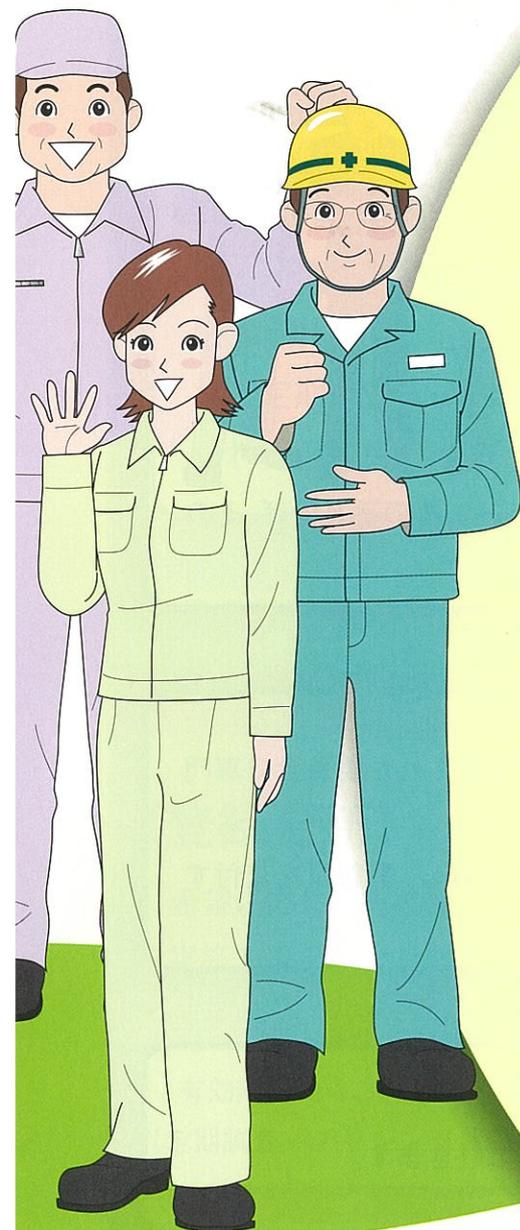
●評価の内容

経営トップによる安全衛生方針の表明や安全衛生管理体制の整備、リスクアセスメントや日常の安全衛生活動の実施など、以下の10の項目(必須)で評価を行います。

- ①経営トップによる安全衛生方針の表明
- ②安全衛生管理体制の整備
- ③労働安全衛生法の遵守
- ④リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等
- ⑤安全衛生活動の実施状況(5S活動、危険予知活動、ヒヤリ・ハット活動など)
- ⑥緊急事態への対応
- ⑦労働災害発生原因の調査等
- ⑧経営トップによる見直し
- ⑨安全衛生活動の記録
- ⑩安全衛生管理活動の運用による効果

<詳細は6頁をご覧ください。>

このほか、主な安全衛生活動(リスクアセスメント、5S活動、危険予知活動など)については、活動の「レベル評価」も併せて行います。これにより、その時点の安全衛生活動の達成度合いを把握でき、また更新時にはその前後の活動状況のレベルが比較できます。



お申込みから登録まで

初回評価には「基本コース」と「オプションコース」があり、事業場のご希望によりいずれかを選択していただきます。

基本コース

ステップ 1 申込み

評価を希望する企業又は事業場（事業場）は、地区安全衛生サービスセンター（地区 SC）に申込書を提出します。

申込みを受け、地区 SC から請書、調査用資料一式を送付します。

ステップ 2 自己評価

事業場は、所定のチェックリストに基づいて安全衛生活動の実施状況を自己評価し、その結果を地区 SC に提出します。

ステップ 3 1次評価（実地調査）

地区 SC の専門家が事業場に赴き、次のことを通じて安全衛生活動の実施状況を調査し、評価します。調査は、1日で行います。

- ◆ トップインタビュー
- ◆ 安全衛生担当部門のヒアリング
- ◆ 自己評価の結果と書面資料等をもとに行う書面調査
- ◆ 現場確認



1次評価において基準を満たしていない事項が見つかった場合には、その旨を告げ、その後、改善報告書の提出に基づき、改めて実地調査を行います。

ステップ 4 2次評価（委員会での判定）

評価を行った専門家がその結果を取りまとめた後、地区 SC に設置された委員会で専門家による評価を行い、登録してよいかを判定します。

判定の結果、登録と認められた場合には、中災防として事業場を登録し、登録証を交付するとともに、中災防ホームページに掲載します。

ステップ 5 定期調査

初回評価の1年後に改善状況を確認するために専門家が事業場に赴きます。

●評価項目(必須)

次の項目を満たしていることが登録の条件となります。

1. 経営トップによる安全衛生方針の表明

- (1) 経営トップが、従業員に対し、安全衛生方針(経営トップ自らの安全衛生の基本的な考え方をいう。以下同じ。)を署名入り文書で作成していること。
- (2) 安全衛生方針に、次の事項が含まれていること。
 - ア. 労働災害の発生防止をするという決意
 - イ. リスクアセスメント、危険予知活動、5S(2S、3S、4Sも可。以下同じ。)活動をはじめとする安全衛生活動を進めること
 - ウ. 経営トップ以下従業員参加で安全衛生活動を実施すること
- (3) 安全衛生方針は、配布、掲示、電子メール等の方法により従業員に周知されていること。

2. 安全衛生管理体制の整備

- (1) 労働安全衛生法の規定に基づく法定の管理者等(例：安全管理者、衛生管理者、産業医など)を選任していること。
- (2) 安全衛生(衛生)委員会が設置され、毎月開催されていること。

3. 労働安全衛生法の遵守

- (1) 労働安全衛生法令に基づき実施すべき事項が実施されていること。

4. リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等

- (1) 厚生労働省指針に基づきリスクアセスメントを実施していること。
- (2) (1)の実施に当たって、リスクが高いと考えられる作業について実施していること。
- (3) (1)の実施に当たって、作業に従事する作業員が参加していること。
- (4) リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減措置を行っていること。
- (5) 残留リスクの内容と対処方法が、掲示などの方法により、従業員に周知されていること。

5. 安全衛生活動の実施状況

- (1) 安全衛生計画が作成されていること。
- (2) 安全衛生計画には、次の事項が含まれていること。
 - ア. 1年間で達成したい安全衛生目標
 - イ. リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定並びにその実施時期
 - ウ. 労働安全衛生法令、社内安全衛生規程等に基づいて実施する事項(例：作業環境測定、健康診断、定期自主検査など)及びその実施時期
 - エ. 次の日常的な安全衛生活動のいずれかの実施
 - (ア) 危険予知活動
 - (イ) 5S活動
 - (ウ) ヒヤリ・ハット活動
 - (エ) 職場巡視
 - (オ) 安全衛生改善提案活動
 - (カ) 健康づくり活動

- オ. 法定の安全衛生教育(例：雇入れ時の教育、新任職長教育など)の内容及びその実施時期
- カ. 実施事項の担当部署又は担当者
- (3) 安全衛生計画は、職場への掲示等により従業員に周知されていること。
- (4) 安全衛生計画の実施状況が確認されていること。
- (5) (4)で問題点があれば、改善されていること。
- (6) (2)エの日常的な安全衛生活動が従業員参加により実施されていること。

6. 緊急事態への対応

- 火災や地震などの緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置として、次のことが定められていること。
 - ア. 消火、避難及び救護の方法
 - イ. 消火設備、避難設備及び救助機材の配備
 - ウ. 緊急連絡先の設定

7. 労働災害発生原因の調査等

- 労働災害、事故等が発生した場合には、これらの原因の調査及び対策が実施されていること。

8. 経営トップによる見直し

- 少なくとも1年以内に1回、経営トップによる安全衛生管理活動の全般的な見直しが行われていること。

9. 安全衛生活動の記録

- 次の事項が紙、電子媒体等で記録され、保存されていること。
 - ア. リスクアセスメントの実施及び対策の記録
 - イ. 法定の実施事項の記録(例：作業環境測定、健康診断、定期自主検査など)
 - ウ. 日常的な安全衛生活動の実施記録
 - エ. 法定の安全衛生教育(例：雇入れ時の教育、新任職長教育など)の記録

10. 安全衛生管理活動の運用による効果

- (1) 安全衛生管理活動により、安全衛生方針の実現、安全衛生目標の達成など、先の評価時又は前年に比べ、安全衛生水準の向上が見られること。
- (2) 安全衛生を経営と一体化することができ経営トップの指揮のもとに安全衛生活動が推進されていること。

●レベル評価項目

上記の評価基準(必須項目)を満たした上で、次の安全衛生活動のレベルを評価できる基準項目の達成度合いにより事業場の労働安全衛生レベルも評価します。

- リスクアセスメント
- 危険予知活動
- 5S活動
- ヒヤリ・ハット活動
- 職場巡視
- トップ&コミュニケーション

